



福島医発第1029号(地)
平成23年 7月22日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会長 松 田 峻 一 良
(公印省略)

JMAT並びに検案担当医の派遣について(終了のご報告)

標記の件につきまして、JMATの派遣については、7月15日の三重県医師会のチームをもって終了したこと、検案担当医については、発災から4ヶ月を経過し、今後検案担当医の派遣を要請される見込みがないものと判断し、派遣を終了した旨、日本医師会より通知が参りましたので、お知らせいたします。

今回の東日本大震災に伴い、本会よりJMAT並びに検案担当医の派遣につきまして依頼したところ、200名を超える医師・医療機関の従事者よりご応募いただき、JMAT隊員として178名が茨城県高萩市、福島県いわき市・新地町、宮城県石巻市にて、切れ目なく医療活動いただくことができました。

医師並びに医療機関の従事者、各医師会職員の皆様のご協力に対しまして、深く感謝申し上げます。

また、検案担当医の派遣につきましては、応募いただいたものの実際の派遣には至らず、待機いただきました先生方につきましては、大変ご迷惑をおかけいたしましたことをお詫び申し上げます。

7月16日以降の被災地での医療支援活動に関しては、「JMATII」として診療支援、心のケア、訪問診療、健康診断活動、予防接種支援、巡回など、JMAT後の被災地の公衆衛生上の問題も含め健康支援が必要な場合に動員要請が行われます。

つきましては、貴会におかれましても日本医師会よりJMATIIの動員要請があった場合は、派遣方につきご高配賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

小郡三井医師会より

救急医療担当理事 島田昇二郎
会長 蒲池 壽



(地 I 102 F)

平成 23 年 7 月 8 日

都道府県医師会
担 当 役 員 殿

日本医師会副会長
横 倉 義 武

J M A T の派遣について (その 5)

東日本大震災被災地への日本医師会災害医療チーム (J M A T) の派遣につきましては、全国の医師会から非常に多くのご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

J M A T の派遣につきましては、派遣先県医師会及び派遣元都道府県医師会との協議等を踏まえ、6 月 30 日現在で別添の通りとなりましたので、ご連絡申し上げます。

これまで各地域に継続的に行ってきた J M A T の派遣は、7 月 15 日の三重県医師会のチームをもって、終了とさせていただきたいと存じます。J M A T を派遣していただきました都道府県医師会に対しましては、改めて衷心より敬意を表しますとともに、厚く御礼申し上げます。

なお、7 月 16 日以降の被災地での医療支援活動に関する方針につきましては、改めてご連絡申し上げますが、現在のところ、精神科チーム等の登録は引き続き受け付けますので、よろしくお願いいたします。



JMATの派遣について

6月30日

県名	地域	チーム数
岩手県	1. 大槌町	1 チーム ・青森県医師会（6月10日まで）
	2. 山田町	2 チーム ・北海道医師会（6月14日まで） ・千葉県医師会（6月14日まで）
	3. 陸前高田市	1 チーム ・三重県医師会（7月15日まで）
宮城県	1. 石巻圏	3 チーム ・東京都医師会（7月1日まで） ・兵庫県医師会（6月19日まで） ・岡山県医師会（7月1日まで）
	2. 七ヶ浜町	1 チーム ・宮城県医師会（6月2日まで）
	3. 気仙沼地区	2 チーム ・愛媛県医師会（6月末まで） ・佐賀県医師会、熊本県医師会、鹿児島県医師会（6月末まで）
福島県	1. 相馬郡管内避難所	1 チーム ・石川県医師会（6月10日まで）

日医発第320号（法安29）F

平成23年 7 月13日

都道府県医師会長 殿

日本警察医会長 殿

日本医師会長

原 中 勝 征

検案担当医の派遣について 終了のご報告

東日本大震災にともなう検案担当医の派遣につきましては、平成23年 3 月16日付 日医発1129号(法安95)F をもってご依頼申しあげたところ、全国から100名を超える医師のご応募をいただき心より感謝申しあげます。

実際の検案担当医の派遣に際しては、警察庁からの要請にもとづき、関係団体との調整を図りながら取り組んで参りましたが、発災から4ヶ月を経過し、今後、検案担当医の派遣を要請される見込みはないものと判断いたしました。

被災地域での検案活動に向けて待機いただきました先生方には、大変ご迷惑をおかけいたしました。本信をもって派遣態勢を終了することといたします。

あわせて、検案担当医の募集等にご尽力いただきました都道府県医師会、日本警察医会をはじめとする関係機関、ならびに実際に被災地域において検案活動に従事された先生方には、心よりの敬意を表するとともに、厚く御礼申しあげます。

本会では、東日本大震災にともなう検案担当医派遣活動の総括をとりまとめ中であり、追ってその結果をご報告する予定であります。さらに、今般の活動を通じた経験や教訓をもとに、今後の大規模災害発生時における検案担当医派遣態勢の構築、強化を喫緊の課題として取り組んで参りますので、引き続き、ご理解とご協力を賜りますようお願い申しあげます。



(地 I 106 F)

平成 23 年 7 月 15 日

都道府県医師会
担 当 役 員 殿

日本医師会副会長
横 倉 義 武

J M A T II について

東日本大震災被災地への日本医師会災害医療チーム（J M A T）の派遣につきましては、先般、平成 23 年 7 月 8 日付（地 I 102 F）の文書にて、7 月 15 日の三重県医師会のチームをもって、終了とさせていただきたいとの連絡をいたしました。

今般、本会常任理事会（7 月 12 日開催）において、7 月 16 日より J M A T II として、J M A T 後の被災地の公衆衛生上の問題なども含め健康支援が必要な場合に動員要請を行うことといたしました。

J M A T II の活動内容は、別添の通りであります。診療支援、心のケア、訪問診療、健康診断活動、予防接種支援、巡回など多岐・多様にわたる可能性があります。そのため、J M A T II は、医師及び医師を含むチーム構成としております。また、J M A T II の支援人員への傷害保険の適用は、引き続き行います。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知の上、本会より J M A T II の動員要請があった場合には派遣方につきご高配のほどよろしくお願い申し上げます。

なお、精神科チーム等の登録は、引き続き J M A T II として受け付けますことを申し添えます。

今後の JMAT 活動について

平成 23 年 7 月 12 日

[これまでの JMAT（発災後から 7 月 15 日まで）のまとめ（課題も含め）]

- ・ JMAT の定義

大規模災害において、発生直後より被災者の生命と健康を守るための支援活動を行う目的で、医師・看護職員・事務職員等により構成され、被災地に赴き医療支援活動を行うものである。原則的には、DMAT と連携して災害急性期以降の災害医療、健康管理に対して支援するものであり、該当地域の通常医療にて十分な対応が可能となった場合には撤退するものとする。

- ・ 災害対策基本法上の指定地方公共機関として、被災地の都道府県医師会は、対策本部幹部として参画する。日本医師会は当該医師会と連絡を密にして、被災地外の都道府県医師会に要請して、JMAT の結成、派遣を行うものである。

- ・ 都道府県医師会・都道府県行政間の災害医療救護協定等により、平時から、災害医療チームに対する要請（事後承諾規定を含む）、費用負担、2 次災害時の補償等の体制を整備することが望ましい。（災害救助法などの範囲で費用が公費で充当される）

- ・ 支援開始当初より可能な限り迅速に、支援人員に対しての傷害保険等を契約する。

- ・ JMAT 活動の状況や報告については日本医師会ホームページなどで逐一掲載し、全国にその状況を伝える。

- ・ 現地からの医療支援、健康支援のニーズの把握は、現地医師会、現地行政と十分な連絡を行い、効率的な支援を運営する。

- ・ DMAT や日赤チームと当初より情報共有し、派遣地区、役割などの分担と連携を速やかに行いながら活動する。

[JMAT II について]

- ・ JMAT が急性期以降の災害医療、健康支援に成果を上げ、一定の区切りがつけられた段階（今回は 7 月 15 日までとする）で、その後の被災地の公衆衛生上の問題などもふくめ健康支援が必要な場合に動員要請を行う。活動内容は診療支援、心のケア、訪問診療、健康診断活動、予防接種支援、巡回など多岐・多様にわたる可能性がある。

したがって、JMAT II は、医師及び医師を含むチーム構成とする。

- ・ 現地医師会、現地行政と連絡し被災者の健康維持に対して医師の専門的な技量が求められれば、非被災地域の医師会に派遣を要請する。特に、現地での医師会員や保健師等の活動などで発掘された問題点を報告してもらい、現地での対応の困難性などを考慮して検討する。

- ・ JMAT より引き続き、支援人員に対しての傷害保険等を適用する。

- ・ 派遣費用等は災害救助法等で公費負担される場合にはそれに対応し、対象外の場合は現地関係者などと相談の上決定する。

・阪神・淡路大震災などの経験から、避難所生活の長期化からの問題点、特に仮設住宅孤独死、心のケアの必要性等については現時点より十分な配慮を行い、可能な支援を検討する。災害を契機とした間接的な死などを未然に防ぐことを最大の目標とする。同時に、国や県行政への要望事項などもまとめ上げて対応、対策を促すものとする。